

調剤報酬関係の例（薬局の外側の見やすい場所に掲示）

保険薬局の名称	堅田みらい薬局
開局時間	平日9:00～18:30　土曜9:00～13:30
薬剤師不在時間	なし
休業日	日曜・祝日
時間外・休日・ 夜間の連絡先	連絡先：堅田みらい薬局　/　TEL:076-281- 6800 ＊開局時間外も転送電話で対応いたします
処方箋等による医師の指示がある時は在宅で療養されている患者 さま宅を訪問し、服薬指導等を行っております。	
後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っております。	

保険薬局の名称	堅田みらい薬局		
開局時間	平日9:00～18:30 土曜9:00～13:30		
薬剤師不在時間	なし	休業日	日曜・祝日
平日は19時以降(土曜は13時以降)の処方箋受付につきましては、夜間・休日等加算（1割負担の方で40円ほど、2割負担の方で40円ほど、3割負担の方で120円ほど）が算定されます。ご了承ください。			
医師の指示がある時は在宅で療養されている患者さま宅を訪問し、服薬指導等を行っています。			
災害や新興感染症の発生時において対応可能な体制をひいております。			
後発医薬品（ジェネリック医薬品）の調剤を積極的に行っており、後発医薬品調剤体制加算を算定しています。			
「薬剤服用歴の記録」を作成し、服薬管理・指導を行っています。			
調剤報酬にかかわる下記の施設基準を地方厚生局に届出しています。 ・調剤基本料 ・地域支援体制加算 ・連携強化加算 ・後発医薬品調剤体制加算 ・在宅患者調剤加算 ・かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料 ・無菌製剤処理加算 ・在宅患者訪問薬剤管理指導料			
公費負担医療等の取扱いについて ・生活保護 ・特定医療 ・小児慢性特定疾病 ・原子爆弾被爆者・感染症予防（新感染症・結核） ・障害者自立支援（精神医療・更生医療・育成医療） ・自賠責保険 ・労働者災害補償 等			
オンライン服薬指導を行っています。ご希望の場合はお申し出ください ①アプリ「むすびお薬連絡帳」「Pharms」をダウンロード。患者さんの情報・クレジット情報などを入力する ②薬局から「登録承認」のお知らせが届く ③アプリから予約をとる。 ＊ご家族分の予約の場合は、みなさまの予約をお願いします ④お時間になりましたら、薬局から連絡（ビデオ通話）します ⑤お薬の配送方法をお尋ねし、その後の配送となります ⑥費用は、通常の費用＋郵送代など ⑦お支払方法は、代金引換サービス、クレジット決済など			
現在、一部の医薬品は、出荷の調整・停止や販売中止が相次いでおり、供給が不安定となっています。 当薬局では、この状況を踏まえ、 ・地域の薬局間での医薬品備蓄状況の共有と医薬品の融通 ・医療機関への在庫状況等の情報提供や処方内容の調整 などを実施しております。ご不明な点などございましたら、お気軽にお声がけください。			
医療DX推進体制整備加算 当薬局は以下の基準に適合する薬局です ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する（予定） ・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・医療DX推進の体制に関する掲示 ・サイバーセキュリティの確保の為に必要な措置			

○薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項

許可の区分	薬局
薬局の名称	堅田みらい薬局
開設者の氏名または名称	瑞兆北陸（株）代表取締役役 小川維知朗
管理薬剤師	立岡 邦生
薬剤師・登録販売者 (担当業務)	管理薬剤師：立岡邦生（処方箋調剤、医薬品販売、相談等） 薬剤師：佐藤智美・森原万希・伊藤昭一・伊藤隆彦（処方箋調剤、医薬品販売、相談等）
一般用医薬品の取扱い	要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品
従事者の区別	薬剤師・一般従事者は名札に記載することにより区別しています
営業時間 (営業時間外の相談、医薬品の注文)	平日 9:00～18:30 土曜 9:00～13:30 定休日 日祝日 (土曜15:00～17:00までは電話相談と医薬品の注文のみ受付可能)
相談時・緊急時の連絡先	076-281-6800（夜間等は転送されます）

○要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する事項

* すべての医薬品に対するご相談に対応しています

要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品の定義、表示、情報提供について			
分類と表示	定義	陳列	情報提供
要指導医薬品 要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの	鍵をかけた場所又はお客様が直接触れられない場所に陳列	薬剤師が対面で書面にて説明
第1類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの	陳列	薬剤師が書面にて説明
指定第2類医薬品 第②類医薬品 第②類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品・第1類医薬品を除く） 指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち特別の注意を要するものです。『してはいけないこと』の確認を行い、使用について薬剤師や登録販売者にご相談下さい。	販売時に情報提供を行う場所の近く（7m以内）に陳列	薬剤師又は登録販売者が説明
第2類医薬品 第2類医薬品		お役様が直接手に取ることができる場所にそれぞれ区分して陳列	ご質問等がある場合は薬剤師又は登録販売者が対応
第3類医薬品 第3類医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品		
医薬品による健康被害の救済に関して	医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、一定の健康被害を受けた方の救済を行う公的制度があります。お困りの方は当薬局または救済制度相談窓口（0120-149-931）へご相談下さい		
その他 (業界団体や都道府県等で設置されている相談窓口等)	医薬品医療機器総合機構 くすり相談窓口 03-3506-9457 月～金（祝日・年末年始を除く）9時～17時 石川県薬剤師会 薬事情報センター 076-231-6634		

	氏名	健康サポート薬局 研修修了者	担当業務
管理薬剤師	立岡 邦生	○	調剤業務、医薬品販売 相談等
薬剤師	佐藤 智美	○	調剤業務、医薬品販売 相談等
薬剤師	森原 万希	○	調剤業務、医薬品販売 相談等
薬剤師	伊藤 昭一	○	調剤業務、医薬品販売 相談等
薬剤師	伊藤 隆彦	○	調剤業務、医薬品販売 相談等
登録販売者			一般用医薬品の販売
登録販売者			

〇〇〇〇〇のため、薬
剤師が●日●●時まで
で不在です。

法令の定めにより、

薬剤師不在中に調剤

を行うことはできま

せんので、ご了承ください

調剤報酬点数表（令和6年6月1日施行）

令和6年3月26日 日本薬剤師会作成
(令和6年4月30日 一部訂正)
(令和6年5月14日 一部訂正)

第1節 調剤技術料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1) 妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2) 異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料 1	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	45点
② 調剤基本料 2	○	処方箋受付回数および集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) 月4,000回超 & 上位3医療機関に係る合計受付回数の集中度70%超 ロ) 月2,000回超 & 集中度85%超 ハ) 月1,800回超 & 集中度95%超 ニ) 特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中度が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	29点
③ 調剤基本料 3	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数（または店舗数）の合計および当該薬局の集中度が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ) ・ 月3.5万回超～4万回以下 & 集中度95%超 ・ 月4万回超～40万回以下 & 集中度85%超 ・ 月3.5万回超 & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ロ) ・ 月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%超 ・ 月40万回超（または 300店舗以上） & 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借取引 ハ) ・ 月40万回超（または 300店舗以上） & 集中度85%以下	イ) 24点 ロ) 19点 ハ) 35点
④ 特別調剤基本料 A	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内） & 集中度50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料 B	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等） "（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点 5点
地域支援体制加算 1		調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 必須1 + 選択2以上	32点
地域支援体制加算 2	○	調剤基本料 1 の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	40点
地域支援体制加算 3		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 必須2 + 選択1以上	10点
地域支援体制加算 4		調剤基本料 1 以外の保険薬局、基本体制 + 選択8以上	32点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算 1		後発医薬品の調剤数量が80%以上	21点
後発医薬品調剤体制加算 2	○	後発医薬品の調剤数量が85%以上	28点
後発医薬品調剤体制加算 3		後発医薬品の調剤数量が90%以上	30点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算 1		在宅患者訪問薬剤管理指導料等24回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	15点
在宅薬学総合体制加算 2	○	同加算 1 の算定要件、①医療用麻薬（注射薬含）の備蓄 & 無菌製剤処理体制 または ②乳幼児・小児特定加算6回、かかりつけ薬剤師24回、高度管理医療機器ほか	50点
医療DX推進体制整備加算	○	電子処方箋の応需体制、電子薬歴、マイナ保険証の利用実績ほか、月1回まで	4点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8～27日分 190点 + 10点 / 1日分(8日目以上の部分) 28日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（6歳未満 137点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（6歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ " ）または 原液を無菌的に充填	69点（6歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、トーチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、洗腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算 ＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり		内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8～14日分 28点 15～28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外			4点
重複投薬・相互作用等防止加算		処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算		複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算 1	—	オンライン資格確認体制、6月に1回まで	3点
医療情報取得加算 2	—	オン資体制、電子資格確認による薬剤情報等取得、6月に1回まで	1点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）または それ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	—	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
	—	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者	59点
かかりつけ薬剤師指導料	○	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
麻薬管理指導加算			22点
特定薬剤管理指導加算 1		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	○	抗悪性腫瘍剤の注射&悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3		イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師包括管理料	○	処方箋受付1回につき	291点
外来服薬支援料 1		月1回まで	185点
外来服薬支援料 2		一包装支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	—	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績あり または それ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
調剤後薬剤管理指導料		地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで 1) 糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更 2) 慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点 60点
服薬情報等提供料 1		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2		薬剤師が必要ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回&月8回まで） 保険薬剤師1人につき週40回まで（①～④合わせて）	650点
② 単一建物患者 2～9人			320点
③ 単一建物患者 10人以上			290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料			59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応 ※新興感染症対応	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者は原則として月8回まで） 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点
② ①・③以外			200点
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料			59点
麻薬管理指導加算		オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 22点）
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	100点（オンライン 12点）
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）、オンラインの場合は処方箋受付1回につき	450点（オンライン 350点）
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算			100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料		在宅患者訪問薬剤管理指導料または居宅療養管理指導費の算定患者 1) 疑義照会に伴う処方変更、2) 処方箋交付前の処方提案に伴う処方箋	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の通減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料 A・B の保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

介護報酬（令和6年6月1日施行）

項目	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》 合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	
① 単一建物居住者 1人		518単位
② 単一建物居住者 2～9人		379単位
③ 単一建物居住者 10人以上		342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導		46単位
麻薬管理指導加算		100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算		所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算		所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の 5%



当薬局では、
健康相談を
行っております



薬局をご利用の際には、 マイナンバーカードを。

マイナンバーカードをお持ちいただければ、
同意することで、健診情報や処方された薬の情報が確認できます。
薬剤師もそれらの情報に基づいた薬に関する相談などが行えます。



居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項

○事業者概要

事業者名称	堅田みらい薬局
事業所所在地	金沢市堅田町丙19番7号
代表者名	立岡 邦生
電話番号	076-280-6800

○事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、松村みらい薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

○提供するサービス

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

注）居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

○職員等の体制

薬剤師 5 名、 事務員 2 名

○営業日時

原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

○利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費

341円～517円（1割負担の場合）

算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。

ただし、末期の悪性腫瘍又は中心静脈栄養を受けている方の場合は、週に2回かつ月に8回を限度。

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

1回につき100円（①に加算）

○苦情対応の体制

居宅療養管理指導等に関わる苦情がありましたら職員までお申し出ください。苦情対応責任者は薬局長です。

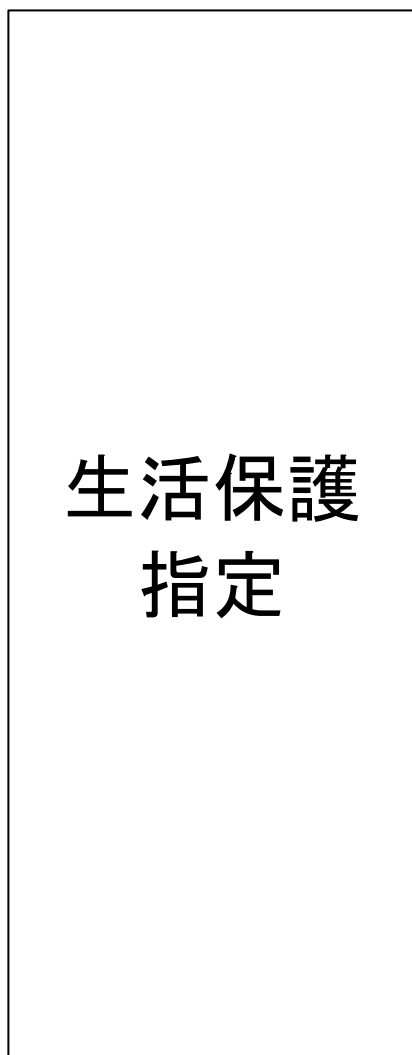
内容により、市町村窓口（TEL076-220-2264）又は国保連合会（TEL076-231-1110）の紹介などの対応をいたします。

2024年4月1日

堅田みらい薬局

管理薬剤者：立岡 邦生

生活保護指定の掲示



労災指定の掲示



＜参考＞生活保護法施行規則第13条

5 標示の義務

指定医療機関は、その業務を行う場合の見やすい所に標示（縦12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に「生活保護法指定（医）」と表示する。）を掲示してください。（生活保護法施行規則第13条）

＊地域によっては、プレートやステッカーを作成されている場合もあります。

＜参考＞労働者災害補償保険法施行規則第11条第3項

都道府県労働局長の指定を受けた薬局は、標札を見やすい場所に掲げなければならない。

（様式第3号 縦10cm×横5.5cm
地色：濃紺 文字：白色「労災保険指定薬局」）

＊地域によっては、労働基準監督署や薬剤師会等でプレートやステッカーを作成されている場合もあります。

届出を行ったことにより患者が受けられるサービス等の例（局内掲示事項）

当薬局の設備・機能及び処方箋応需にあたって提供するサービスの概要

- 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
- 当薬局は、1400品目の医薬品を備蓄しています。
- どの保険医療機関の処方箋でも応需します。
- 患者さまの希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
- 災害や新興感染症の発生時において対応可能な体制を確保しています。
- 当薬局は、処方箋等により医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さま宅を訪問して服薬指導等を行います。
- 無菌室の施設と契約し、注射薬等の無菌製剤処理を行います。
- かかりつけ薬剤師（患者さまご自身が選ばれた1人の薬剤師）が、おくすりを服用されている状況等を一元的に管理し、おくすりの説明やご相談をお受けしています。
- 必要であれば患者さまの了解のもと、服薬状況などについて、処方医に情報提供します。
- 外来で化学療法を受けておられる患者さまに、服用状況の確認や副作用チェック等の服薬指導等を行います。

個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致します。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行致します。

なお、明細書には薬剤の名称等が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない場合は事前にお申し出下さい。

2024年4月1日

堅田みらい薬局

管理薬剤師：立岡 邦生

個人情報保護法の利用目的の例（薬局の内側の見やすい場所に掲示）

安心して薬局サービスを受けていただくために（個人情報の利用目的）

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針にもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- 薬剤師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体、保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供

堅田みらい薬局

開設者：瑞兆北陸（株）代表取締役 小川維知朗

個人情報取扱責任者：伊藤 昭一

（お問い合わせ先） 〒920-0164 金沢市堅田町丙19番7号

電話番号 076-281-6800

ホームページ <http://mirai-pharmacy.com/>

Eメール info2@mirai-pharmacy.com

実費負担していただくサービス等の例（薬局の内側）

患者さまに実費負担していただくサービス等について

患者さまの希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。

- ◆患者さまの希望に基づき服用時点ごとに薬を一包みにする場合
 - ・ 7日分ごとに 340円
- ◆患者さまの希望に基づく甘味料の添加
 - ・ 1調剤につき 液剤の場合50円
散剤又は顆粒剤の場合50円
- ◆服薬管理に必要な、服薬カレンダー
 - ・ 壁掛けタイプ 980円
- ◆証明書の発行（生命保険等に必要な場合等）
 - ・ 1通につき 300円
- ◆調剤録や薬剤服用歴等の開示を希望される場合
 - ・ 1回につき 1000円（写しが必要な場合は1枚につき50円）
- ◆患者さまのご自宅にお伺いして薬剤管理指導を行う場合の交通費
 - ・ 公共交通機関を利用してお伺いする場合の交通費（実費相当）
 - ・ 自家用車等を利用する場合、別途（実費相当）となります
- ◆再使用できない水薬又は軟膏薬のポリ容器
 - ・ 容器の大きさによって実費 50円
- ◆薬剤の持参料、郵送料
 - ・ 実費相当
- ◆プラスチック買物袋（レジ袋）
 - ・ 1枚5円

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

当薬局では、調剤業務や情報提供など、患者様が安全にお薬を服用していただくためのサービスを適切に提供するよう努めております。患者様の個人情報につきましても、適切に保護することが重要な責務であると考えております。

以下のとおり患者様の個人情報保護に関する方針を定め、全職員に周知徹底を行い、個人情報保護に努めます。

◎個人情報の収集、利用及び提供について

患者さまへの安全で適切な医療を提供するために、必要な範囲で個人情報を収集いたします。その利用については、あらかじめ利用目的をお知らせし、その範囲を超えた利用及び第三者への提供は、以下の場合を除き原則致しません。

- ◇事前に患者さまの同意をいただいている場合
- ◇個人が識別できない状態に加工してから利用する場合
- ◇法令等に基づく場合や生命、身体等の保護が優先される場合

◎個人情報の安全管理について

患者さまの個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めます。また、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどに対する適切な情報セキュリティ対策を実施し、個人情報の安全管理に努めます。

（スキャナ等で電子化して保存する場合や外部に保存する場合についても同様）

◎個人情報の開示、修正等

患者さまからご本人の個人情報の開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当薬局の開示手順に従った対応を致します。また、訂正や利用停止を求められた場合も、調査を行い適切に対応を致します。

◎関係法令及びガイドンス等の遵守

当薬局は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護に関する法令、ガイドンス、その他の規範を遵守し、継続的な改善が図られるよう取組んでまいります。

◎問合せ窓口

本方針に関する、ご質問や個人情報のお問合せ等につきましては、下記までご相談ください

当薬局における個人情報の相談窓口：患者さま相談窓口(担当：大西)

令和6年4月1日

堅田みらい薬局

開設者：瑞兆北陸（株）代表取締役 小川維知朗

管理薬剤師：立岡 邦生

調剤報酬点数一覧表

2023年4月 1 日から12月31日 (単位：点)

調剤基本料	調剤基本料	調剤基本料1	調剤基本料2、3、特別調剤基本料以外	42
		調剤基本料2	4千回超70%超、2千回超85%超、1.8千回超95%超など	26
		調剤基本料3	イ 同一グループ内3.5万回超95%超、4万回超85%超など	21
			ロ 同一グループ内の40万回超、300店舗以上、集中度85%超など	16
			ハ 同一グループ内の40万回超、300店舗以上、集中度85%以下など	32
			病院・診療所と不動産取引等特別な関係かつ集中度70%超など	7
		特別調剤基本料	病院・診療所と不動産取引等特別な関係かつ集中度70%超など	7
		複数医療機関の同時受付2回目以降	2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降	80/100
		調剤基本料の減算	未妥結減算、薬剤師のかりつき機能に係る基本的な業務未実施など	50/100
		地域支援体制加算【要届出】	地域支援体制加算1	39
		(特別調剤基本料算定薬局の場合は80/100に相当する点数)	地域支援体制加算2	47
			地域支援体制加算3	17
			地域支援体制加算4	39
			上記の地域支援体制加算かつ後発医薬品調剤体制加算1又は2を届出している場合（上記の点数に加えて）	1
		連携強化加算【要届出】	上記の地域支援体制加算かつ後発医薬品調剤体制加算3を届出している場合（上記の点数に加えて）	3
			地域支援体制加算届出薬局が災害や新興感染症発生時に、地域において必要な役割が果たせる体制	2
			後発医薬品調剤体制加算1	80%以上
			後発医薬品調剤体制加算2	85%以上
			後発医薬品調剤体制加算3	90%以上
		後発医薬品調剤体制減算	50%以下	▲5
		調剤基本料（1分割調剤につき）	薬剤の保存困難等の理由により長期投薬の分割調剤を行った場合の2回目以降	5
			初めて後発医薬品服用時に分割調剤を行った場合(2回目に限る)	5
			医師の分割指示による調剤の場合	1/2
			分割2回	1/3
調剤技術料	調剤技術料	内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く）	1剤につき(3剤まで)	24
		嚥下困難者用製剤加算	嚥下困難者等に対し心身の特性に応じた剤形に製剤した場合、受付1回につき	80
		内服用滴剤	1調剤につき	10
		屯服薬	受付1回につき	21
		浸煎薬	1調剤につき（3調剤まで）	190
		湯薬	1調剤につき	190
			7日分以下の場合	190
			8日分以上	190
			28日分以下の場合	10
			29日分以上の場合	400
薬剤調製料	薬剤調製料	注射薬	受付1回につき	26
		無菌製剤処理加算【要届出】	1日につき	69・79
			中心静脈栄養法用輸液、麻薬・抗悪性腫瘍剤	137・147
		外用薬	1調剤につき（3調剤まで）	10
		麻薬加算	麻薬を調剤した場合、1調剤につき	70
		向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算	向精神薬・覚醒剤原料・毒薬を調剤した場合、1調剤につき	8
		開局時間以外等の調剤加算	時間外：終日休業日及びおおわね午前8時前及び午後6時以降	100/100
			休日：日曜日、国民の祝日、12/29～1/3	140/100
		開局時間内の夜間・休日等加算	深夜：午後10時から午前6時まで	200/100
			午後7時～午前8時（土曜は午後1時～午前8時）及び休日・深夜	40
調剤管理料	調剤管理料	自家製剤加算	①内服薬	20
		(予製剤及び錠剤半割の場合は20/100に相当する点数)	②屯服薬	90
			③内・屯服薬	45
			錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	90
		①7日分ごと ②～④1調剤につき	④外用薬	75
			点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	45
		計量混合調剤加算（1調剤につき） (予製剤による場合は20/100に相当する点数)	液剤	35
			散剤、顆粒剤	45
		在宅患者調剤加算【要届出】	軟・硬膏剤	80
			在宅患者調剤加算	15
調剤管理料	調剤管理料	内服薬 (内服服用剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く)	1剤につき (3剤まで)	4
		上記以外	1日分以上7日分以下	28
		重複投薬・相互作用等防止加算	8日分以上14日分以下	50
		調剤管理加算	15日分以上28日分以下	60
		医療情報・システム基盤整備体制充実加算(6月に1回)	29日分以上	4
			処方箋受付1回につき	40・30
		服薬管理指導料1	残薬調整に係るもの以外	3
			複数医療機関から6種類以上の内服薬が処方され、	3
		服薬管理指導料2	一元管理する場合	1
			2回目以降で処方変更・追加あり	1
調剤管理料	調剤管理料	服薬管理指導料3	1.オンライン資格確認を導入している薬局において、マイナンバーカードを利用しない場合	45
		服薬管理指導料4	2.オンライン資格確認を導入している薬局において、マイナンバーカードを利用する場合	45
		(情報通信機器等を用いて服薬指導を行った場合)	原則3ヵ月以内に再度処方箋を持参し、手帳提示の場合	45
			1の患者以外の患者に対して行った場合	59
		服薬管理指導料の特例	特別介護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合	45
			原則3ヵ月以内に再度処方箋を提出し、手帳提示の場合	59
		かかりつけ薬剤師指導料【要届出】	上記の患者以外に対して行った場合	13
			かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合	76
		[服薬管理指導料1～4及びかかりつけ薬剤師指導料の加算]	3ヵ月以内の再来局患者のうち、手帳の持参割合が50%以下など	13
			医師と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導した場合	76
調剤管理料	調剤管理料	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合	22
		特定薬剤管理指導加算1	特に安全管理が必要な医薬品（ハイリスク薬）に関する指導を行った場合	10
		特定薬剤管理指導加算2【要届出】（月1回）	抗悪性腫瘍剤（注射薬）を投与された患者に対し、必要な薬学的管理を行い、その結果を医療機関に文書により情報提供した場合	100
		乳幼児服薬指導加算	乳幼児（6歳未満）への服薬指導、かつ指導内容を手帳記載	12
		小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行い、内容を手帳記載	350
		[服薬管理指導料1～4の加算]	医療的ケア児（18歳未満）に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行い、内容を手帳記載	350
			医療的ケア児（18歳未満）に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合	350
		吸入薬指導加算（3月に1回）	喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者に対し、文書や練習用吸入器等を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供した場合	30
		調剤後薬剤管理指導加算（月1回）	地域支援体制加算届出薬局がインスリン製剤等使用患者に調剤後も指導等を行い、医療機関に文書等により情報提供した場合	60
		かかりつけ薬剤師包括管理料【要届出】	地域支援診療料等の算定患者を対象とする包括点数。時間外等加算、夜間・休日等加算、薬剤・材料等は出来高算	291
調剤管理料	調剤管理料	在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回又は月8回)	医師の指示に基づき患者を訪問し薬学的管理・指導を行った場合。原則6ヵ月以内に3回	650
		在宅患者オンライン薬剤管理指導料（1～3と合わせて月4回又は8回）	1 単一建物診療患者1人の場合	320
			2 単一建物診療患者2～9人の場合	290
			3 単一建物診療患者10人以上の場合	59
		在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料（1～3と合わせて月4回又は8回）	情報通信機器等を用いて服薬指導を行った場合	500
		在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1（1と2合わせて月4回）	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合	200
		在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2（1と2合わせて月4回）	計画的な訪問薬剤管理指導の対象外の疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問した場合	59
		在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料	計画的な訪問薬剤管理指導とは別に情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を緊急に行った場合	700
		在宅患者緊急時等共同指導料（月2回限り）	急変等に医療従事者等（医師、歯科医師等）と共同で患者に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合	100
		[在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算及び在宅患者緊急時共同指導料の加算]	在宅患者緊急時共同指導料の加算	250
調剤管理料	調剤管理料	麻薬管理指導加算	麻薬の服用状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合	100
		在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算【要届出】	在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対し、注入ポンプによる麻薬の使用状況や副作用の確認等を行った場合	100
		乳幼児加算	乳幼児（6歳未満）への薬学的管理及び指導を行った場合	450
		小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合	150
		在宅中心静脈栄養加算【要届出】	在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対し、保管の状況、配合変化等を確認し必要な薬学的管理及び指導を行った場合	22
		[在宅患者オンライン薬剤管理指導料及び在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料]	乳幼児（6歳未満）への薬学的管理及び指導を行った場合	12
			医療的ケア児（18歳未満）に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理及び指導を行った場合	350
		外来服薬支援料1（月1回）	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化等の服薬管理の支援を行った場合等	185
		外来服薬支援料2	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化及び服薬指導を行い、かつ	42日分以下（7日分毎）
		服用薬剤調整支援料1（月1回）	つ服薬管理の支援を行った場合に、内服薬の日数に応じて	240
			処方医に薬剤師が文書を用いて提案し、内服薬6種類以上が2種類以上減少した場合	125
調剤管理料	調剤管理料	服用薬剤調整支援料2（3月に1回）	複数医療機関からの内服薬6種類以上の処方を一元的把握し、	110
		経管投薬調整支援料1（月1回）	処方医に減薬等の提案を行った場合	90
			上記以外	600
		経管投薬調整支援料2（月1回）	患者の入院医療機関の医師・看護師等と共同で、退院後に必要な説明及び指導を行い、文書で患者に情報提供を行った場合	30
		医療情報等提供料1（月1回）	医療機関等からの求めがあった場合に文書による情報提供を行った場合	20
		医療情報等提供料2（月1回）	患者等の求め又は薬剤師が必要性を認めた場合に文書による情報提供を行った場合	50
		医療情報等提供料3（3月に1回）	入院予定の患者について、医療機関の求めに応じて持参薬整理と文書による情報提供を行った場合	40・30
		在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	残薬調整に係るもの以外	30
		経管投薬調整支援料（初回に限り）	残薬調整に係るもの	100
		在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料	残薬調整に係るもの	100
			経管投薬が行われている患者が簡易懸濁法を開始する場合に医師の求めなどに応じて、支援を行った場合	100